

燃油高騰緊急対策について

1 漁業経営体質強化対策 (21億円)

(支援対象)

<沿岸漁業者のグループ>

- ① 省エネ転換計画の策定と省エネ活動の実施
- ② 計画に基づく省燃油型施設・機器の導入

<沖合・遠洋漁業者のグループ>

- ③ 共同漁場探索船、共同漁獲物運搬船の導入

(支援内容の例) (助成水準: 下記の活動を行うのに要する経費の1/2)

- ① 省エネ推進のリーダーが省エネに関する知識や技術の向上を図るための研修会に出席する費用
- ② 省エネ型漁労機材、発光ダイオード式集魚灯、省エネ船外機の導入
- ③ 共同漁場探索船・漁獲物運搬船に係る一定期間の用船費用

2 小規模漁業構造改革促進対策(省エネ促進) (40億円)

(支援対象)

先駆的に、小規模漁業者がグループで一斉に、省エネ型操業への転換(10%以上の省エネを実現)に取り組む際の次のような活動

- ① 計画策定、② 新たな操業形態の実証、③ 取組の一環として行われる減船

(支援内容の例) (助成水準: 定額)

- ① 省エネ技術の専門家の派遣、協議会開催に要する経費を助成
- ② 新操業形態の実証を行う漁協などに、用船料、燃油費などを助成、漁獲金額は、1事業期間終了後に返還
 - 漁獲金額 < 助成額の場合 → 不足分の1/10を漁業者が負担
 - 漁獲金額 > 助成額の場合 → 超過分の1/10を漁業者に配分また、省エネが達成できなかった場合には、助成金は全額を返還
- ③ 減船を行った者に対し、基準残存価格に応じた交付金を交付
大臣許可漁業: 4/9相当、知事許可漁業: 1/3相当

3 省エネ推進協業体活動支援対策 (40億円)

(支援対象)

5名以上の漁業者のグループが、10%以上の省エネを同時に実現する輪番制休漁の協定などを締結した場合、休漁中の漁業者が行う生産力向上の取組を支援

(支援内容の例) (助成水準: 休漁中の漁業者が下記の活動を行う経費の1/2)

- ① 魚付林の整備: 植樹用苗木の購入や植樹活動
- ② 藻場の整備: 植食性生物の移植、駆除、海草種苗の供給・生産等、施肥活動
- ③ 干潟の整備: 海底耕耘、被覆生物の除去、稚貝の移植、害的生物の駆除・対策
- ④ 漁場や海岸に漂流・漂着するゴミの除去や処理
に要する人件費や交通費、船舶借料、諸雑費 など

4 補正予算以外の対策

- ① 漁業経営安定特別対策基金(13億円)の条件改訂
燃油タンク整備などの事業の助成率を改定(2/10、4/10→1/2)
- ② 強い水産業づくり交付金の条件改訂
燃油高騰対策関連施設の助成率を改定(4/10→1/2)
- ③ 省エネルギー技術導入促進事業(20年度当初)
漁業者などが行う省エネ技術の開発・実証・普及の取組を支援
- ④ 税制措置
漁業用A重油に係る免税・税還付、軽油に係る免税
- ⑤ 融資措置
(1) 低利融資資金措置(セーフティネット資金、省エネ資金)
(2) 関係融資機関に対し、円滑な資金融通や既貸付金の償還猶予などについての協力依頼通知を发出

◎1~3は、水産業燃油高騰緊急対策(平成19年度補正予算)による対応

事業費の配分額は、予算積算上の数値である